千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、千葉市喀痰吸引等研修支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定め、職員に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号。以下「法」という。）附則第４条第２項に規定する喀痰吸引等研修（以下「研修」という。）を修了させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第４条に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し法第２条第２項に規定する喀痰吸引等（以下「喀痰吸引等」という。）を行わせようとする事業所に対し、本市の予算の範囲内において、研修の受講に要した費用の一部を助成することにより、喀痰吸引等を行うことのできる人材の確保を図ることを目的とする。

（助成金の交付）

第２条　本事業の助成は、予算の範囲において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付して行う。

（助成対象者）

第３条　本事業の助成対象者は、所属する職員等に、研修を受講、修了させ、その後千葉市在住の障害者等に対し喀痰吸引等を行わせることを予定している事業所とする。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は助成対象から除くこととする。

（１）国、都道府県、市町村及び独立行政法人により設置又は運営されている事業所。なお、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条に規定する公の施設を管理する同法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者も都道府県又は市町村により設置又は運営されている事業所とみなす。

（２）千葉市内の障害者支援施設以外の社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第２項に規定する第一種社会福祉事業を行う事業所

（助成対象経費及び助成金額）

第４条　本事業が助成対象とする経費は、法附則第４条第２項に規定する登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）が行う研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号）別表第３に規定する基本研修に係る受講費用又は同別表３に規定する実地研修に係る受講費用のいずれかとする。

２　助成金額は、基本研修に係る受講費用を対象とした場合は、事業所が負担した受講費用の半額と５，０００円のいずれか低い方の額とし、実地研修に係る受講費用を対象とした場合は、事業所が負担した受講料の半額と２，５００円のいずれか低い方の額とする。ただし、１円未満の端数は切り捨てるものとする。

（助成金交付申請）

第５条　第３条に掲げる要件に該当する者で助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修受講開始前に千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第５号については、個人情報確認に係る同意書（様式第２号）がある場合は省略することができる。

（１）登録研修機関に対して研修の申し込みを行う際に提出する書類の写し

（２）研修を受講する職員との雇用契約書写し（要：原本証明）

（３）登録研修機関の研修費用の内訳がわかる資料

（４）暴力団員等に該当しない旨の誓約書（様式第３号）

（５）喀痰吸引等を受ける千葉市民の住民票

２　前項の規定による申請について変更が生じた場合は、申請者は速やかに市長に届け出なければならない。

（研修受講開始年度に修了しない場合の特例）

第６条　研修受講開始年度の末日まで（以下「受講開始年度中」という。）に研修を修了できない場合の助成金の交付申請は、前条の規定にかかわらず、以下の各号のとおり取り扱うこととする。

（１）研修受講開始前の時点で既に研修受講開始年度中に研修を修了できないことが明らかな場合は、事業所は、研修受講開始前に千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金申請特例承認願い（様式第４号）を提出する。

（２）研修受講中に研修受講開始年度中に研修を修了できないことが明らかになった場合は、速やかに第９条第２項の規定に基づき千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金辞退承認申請書及び申請特例承認願いを提出しなければならない。

（３）前２号の規定による申請特例承認願いの提出を受けたときは、その内容を審査し、研修受講開始年度中に研修を修了できない理由が相当であると認めたときは、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金申請特例承認通知書（様式第５号）を助成対象者に通知するものとする。

（４）申請特例承認通知書の通知を受けた事業所は、通知を受けた年度の次年度に限り、研修受講中に前条の規定に基づく助成金の交付申請を行うことができる。

（交付の決定）

第７条　市長は、第５条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、予算の範囲内において助成対象者を決定し、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

　（交付の条件）

第８条　規則第５条第１項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）助成事業の変更については、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）助成事業を中止する場合及び申請年度中に実績報告書を提出することが困難となった場合においては、次条第２項及び第３項の規定により、市長の承認を受けること。

　（変更等の承認申請）

第９条　助成対象者は、第７条の助成金交付決定通知を受けた後、前条第１号の助成事業の変更の承認を受けようとするときは、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金変更交付申請書（様式第７号）を市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、これにより助成金交付金額を増額することはできないものとする。

２　助成対象者は前条第２号の助成事業の中止及び実績報告書の提出が困難となった場合の承認を受けようとするときは、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金辞退承認申請書（様式第８号）を提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請書の提出があったときは、助成事業の中止を承認するか否かを決定し、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金辞退承認書（様式第９号）により助成対象者に対し通知するものとする。

（変更交付決定通知）

第１０条　市長は前条第１項の変更の申請があったときは、当該変更等を承認するか否かを決定し、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金変更交付決定通知書（様式第１０号）により、助成対象者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　第７条の規定により助成金の交付決定の通知を受け、所属する職員が研修を修了した事業所は、速やかに千葉市喀痰吸引研修支援事業助成金実績報告書（様式第１１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、第３号については、都道府県のホームページ等で確認できる場合は省略することができる。

（１）法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者認定証写し

（２）助成対象経費について研修機関が発行する領収書

（３）登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書写し又は登録を受ける旨の誓約書（様式第１２号）

（４）研修実施日の分かる書類（実施状況報告書等）

２　前項の規定による報告の期限は、申請年度の末日とする。

（額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を決定したときは、規則第１３条の規定により千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付額確定通知書（様式第１３号）を助成対象者に通知するものとする。

　（交付請求）

第１３条　前条の規定による助成金交付額確定通知を受けた助成対象者は、規則第１６条第１項の規定により交付請求書（様式第１４号）を速やかに市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第１４条　市長は、前条に規定する請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第１５条　規則第１７条第３項で準用する規則第６条の規定による通知は、助成金の交付決定を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することにより交付決定を取り消す場合に、助成対象者に対し、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第１５号）により通知するものとする。

（１）偽りその他不正の手段により、助成金を交付する旨の決定を受けたとき。

（２）この要綱の規定に違反したとき。

（３）規則第４条の２各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

２　規則第１８条第１項の規定により市長は、助成対象者の交付決定を取り消した場合において、助成金の返還を命じるときは、助成対象者に対し千葉市喀痰吸引研修支援事業助成金返還命令書（様式第１６号）により通知しなければならない。

（雑則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。